

【随時更新】広島県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領に係るFAQ

関係資料	
①広島県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領(以下「要領」という。)	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/945843_8630841_misc.pdf">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/945843_8630841_misc.pdf</a>
②広島県施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに関する研修実施主体認定要綱(以下「要綱」という。)	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/540547.pdf">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/540547.pdf</a>
③別紙 幼稚園・認定こども園が行う処遇改善等加算Ⅱに係る園内研修の取扱いについて(以下「別紙取扱い」という。)	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/538994.pdf">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/538994.pdf</a>

番号	施設類型			項目	内容	更新日
	保	幼	認			
1		○	○	園内研修 園内研修を実施している所属園で園内研修を受講し、その後他園へ転園した場合、以前の所属園で受講した園内研修は受講時間として積算されるか。	受講確認が不十分になる恐れがあるため、同法人内の転園を除き、受講時間として積算しません。	令和5年7月21日
2		○	○	園内研修 要領別紙様式第1号を提出する際に、研修に使用するテキスト・レジュメ等を添付しなければならないか。	要領別紙様式第1号「研修の目的・内容」を詳細に記載していただいている場合、テキスト等の提出は求めません。なお、「研修講師の実績と選定理由」「研修修了の証明及び研修受講歴の方法管理の方法」も詳細に記入をお願いします。	令和5年7月21日
3		○	○	園内研修 令和4年度以前に行った園内研修について、要領別紙様式第1号による届出書の提出は必要か。	令和4年度以前に行われた研修については、要領別紙様式第1号による届出書の提出は必要ありません。ただし、処遇改善等加算Ⅱの加算認定に当たっては、園内研修修了証明書(別紙様式第2号)、研修後のレポート又は復命書等の提出が必要です。	令和6年2月2日
4	○	○	○	研修修了の認定 研修受講歴一覧の記入項目は、全て記入しなければならないか。	実施主体、研修講師名、研修講師肩書及び受講日については、記入が難しい場合、空欄で提出していただいても問題ありません。なお、研修名、講義名・テーマ、研修分野(認定こども園・幼稚園は空欄可)及び受講時間については、研修を修了していることの証明の写しと照合する際に必要ですので、記入をお願いします。	令和6年2月2日
5		○	○	研修修了の認定 要領2(3)エ(ア)について、「要件に合致する、各市町村・各都道府県が実施する研修については、修了証明がない場合、別紙様式第3号により、施設長が修了証明を行う。」とあるが、「修了証明がない場合」とはどのような場合を指すのか。	「修了証明がない場合」とは、研修を実施した都道府県又は市町村が、研修修了証明書を発行していない場合を指します。	令和6年2月2日

【随時更新】広島県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領に係るFAQ

関係資料	
①広島県における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領(以下「要領」という。)	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/945843_8630841_misc.pdf">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/945843_8630841_misc.pdf</a>
②広島県施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに関する研修実施主体認定要綱(以下「要綱」という。)	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/540547.pdf">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/540547.pdf</a>
③別紙 幼稚園・認定こども園が行う処遇改善等加算Ⅱに係る園内研修の取扱いについて(以下「別紙取扱い」という。)	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/538994.pdf">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/538994.pdf</a>

番号	施設類型			項目	内容	更新日
	保	幼	認			
6	○	○	○	研修修了要件の適用 処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける職員は、いつまでに研修を修了しなければならないのか。	加算対象職員は、賃金改善を受ける月の前月までに研修を修了しなければなりません。 例えば、令和6年4月から処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける場合は、令和6年3月末までに、令和6年10月から処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける場合は、令和6年9月末までに研修を修了している必要があります。	令和6年2月2日